

医政局長通知（平成22年4月30日付 医政発0430第1号）に基づく  
プロトコール合意文書

プロトコール名

院外処方箋に関する疑義照会の簡素化（観音寺三豊薬剤師会-保険薬局間）

観音寺・三豊薬剤師会（以下、甲）と当該保険薬局（以下、乙）は三豊総合病院と甲が締結した院外処方箋における疑義照会簡素化に関する合意（「プロトコール名：院外処方箋に関する疑義照会の簡素化（観音寺三豊薬剤師会-保険薬局間）」）に基づき、甲と合意を取り交わした乙での疑義照会簡素化を可とするものである。

なお、乙での運用に関しては、患者の不利益に結びつかないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋の疑義照会簡素化に係る事項

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。プロトコールの詳細については別記「院外処方箋に関する疑義照会簡素化プロトコール 細則」を参照。

No.1 同一主成分が含有されている全ての銘柄間変更(先発⇄先発)

No.2 成分が同一の内用剤の剤形変更

No.3 別規格がある内用剤の規格変更

No.4 患者の希望・または同意が得られた場合、半割、粉碎及び一包化を行うこと

No.5 抗菌薬の併用有無によるビオフェルミンからビオフェルミンRへの変更、またはその逆

No.6 湿布薬におけるパップ剤⇒テープ剤への変更、またはその逆(患者希望の場合のみ)

No.7 湿布薬における規格変更(患者希望の場合のみ)

No.8 ビスホスホネート製剤等の週1回、月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化

No.9 用法に関して口頭で具体的な指示がされている場合のコメント追記

No.10 薬事承認されていない用法に対する薬学的判断に基づいた薬事承認用法への変更

No.11 残数調整

2. 施行開始日について

2021年4月1日

開始日以降に合意を取り交わした乙は合意日翌日より施行可とする。

3. 合意解除について

本プロトコールに基づく合意に関して乙は甲に対し合意の解除を申し出ることが可能である。ただし、合意解除には甲乙各々の代表による合意を必要とする。

4. プロトコール内容の変更について

プロトコール内容の変更については必要時協議を行い、三豊総合病院企業長、三豊総合病院薬剤部長、観音寺三豊薬剤師会会長 3 名の合意をもって締結することとする。

上記内容に合意する。

署名

日付

観音寺・三豊薬剤師会（甲）

会長 \_\_\_\_\_

保険薬局名称： \_\_\_\_\_ （乙）代表 \_\_\_\_\_